

企業等における木育事業企画運営業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）8月12日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

企業等における木育事業企画運営業務

(2) 業務場所

業務場所の選定及び調整は受注者が行い、発注者と協議の上決定する。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月19日（金）まで

(4) 業務内容

ア 企業等における木育事業の企画・運営

(イ) 実施内容の企画・立案

- ・事業の目的に沿ったプログラムを構築するとともに、研修としての教育的価値を備えたものとする。
- ・本事業は森林環境譲与税を活用するため、税の趣旨に沿った人材育成、普及啓発等に資する事業となるよう努めること。

(ロ) 業務場所の選定及び調整

- ・講義及び屋外活動等で使用する場所の選定及び調整

(ハ) 事業対象の募集及び各種調整

- ・本事業の対象となる企業等の募集
- ・対象のニーズに合わせた実施内容の調整
- ・事業実施日の調整

(ニ) 実施マニュアルの作成

- ・実施概要（開催全体概要及びプログラム）
- ・スケジュール（準備スケジュール及び本番スケジュール）

(ホ) 当日の運営

- ・講義の講師及び屋外活動の進行等
- ・安全管理体制（指導員の適切な配置、参加者の安全装備、傷害保険への加入など）の構築

(ヘ) アンケートの実施・集計

- ・アンケートを実施し、森林保全活動への参加意欲や木材利用に関する意識の変容等を測定・分析すること。

イ その他

- (ア) 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。とりわけ、アンケート項目については、事前に発注者と十分協議を行うこと。
- (イ) 業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (ウ) 業務の実施にあたり、打合せた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。
- (エ) 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。
- (オ) 受注者は、業務と連携して行われる発注者の他の取組に協力すること。

2 委託費

委託費の上限は1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

企業等における木育事業企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という）別表1のとおり。

5 受注候補者の特定

企業等における木育事業企画運営業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市経済環境局経済部農林水産課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎8階）

電 話：084-928-1033

F A X：084-927-7021

E-mail：nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）8月12日（水）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）8月12日（水）から 同年8月26日（水）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）8月12日（水）から 同年8月19日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限、回答方法	2026年（令和8年）8月21日（金）までに 本市ホームページに掲載します。 (http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加申込書類の受付期間	2026年（令和8年）8月12日（水）から 同年8月26日（水）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）8月31日（月）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）9月2日（水）から 同年9月15日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）9月25日（金）（予定）
審査結果の通知	2026年（令和8年）9月30日（水）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）8月12日（水）から同年8月26日（水）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

(1) に同じ。

※福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) からダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとします。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、「実施要領」に定めるところによる。